

別府市ハーフ住民クラブ会員規約

(名称)

第1条 本会は、別府市ハーフ住民クラブ（以下「ハーフ住民クラブ」という。）という。

(目的)

第2条 ハーフ住民クラブは、別府市を愛し、別府市の様々な魅力を全国及び世界に発信するとともに別府市内での各種イベント等にも参加し、別府市の振興・発展を目的とする。

(事務局)

第3条 ハーフ住民クラブの事務局は、別府市観光・産業部 産業政策課内に置く。

(会員資格)

第4条 この規約において「会員」とは、別府市外に住民登録が有り、下記のいずれかに該当する者で、ハーフ住民クラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、次条に規定する入会手続を完了した者をいう。

- (1) 別府市おためし移住施設事業実施要綱に定める施設を利用する者
- (2) 市内の旅館、ホテル等に1年間の間に通算5泊以上する者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(入会手続)

第5条 ハーフ住民クラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、入会申込書に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出して入会の手続を行う。

- (1) 登録者滞在期間申請書
- (2) 本人であることが確認できる書類
- (3) 第4条第1項(2)に該当する場合は、その旨を証明する書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

2 入会の手続きをした者は、次に掲げる事項に同意したものとする。

- (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を名簿に登録すること
- (2) ハーフ住民クラブの運営上必要な場合に限り、管理者が会員の個人情報を利用すること

3 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある。

- (1) 入会申込書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 入会を承認しない正当な事由がある場合
- (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員、又は宗教団体への勧誘

活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

4 事務局は、第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行する。

5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはならない。

(入会金及び会費)

第6条 ハーフ住民クラブの入会金及び会費は、無料とする。

(実績報告)

第7条 会員は、滞在期間申請書に記入した滞在期間の最終日から30日以内に、第2条の目的達成のために行った内容について実績報告書に記入して提出しなければならない。

(事業)

第8条 ハーフ住民クラブは、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、サービスの設定その他必要な事業を行うこととする。

(禁止行為)

第9条 会員は、ハーフ住民クラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはならない。

(1) 他の利用者、第三者若しくはハーフ住民クラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為

(2) 他の会員、第三者若しくはハーフ住民クラブを誹謗中傷する行為又はハーフ住民クラブの運営を妨げる行為

(3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 事務局の承諾なくハーフ住民クラブの情報若しくはハーフ住民クラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(会員の届出義務等)

第10条 会員は会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、事務局に対して速やかに変更の届出又は退会の手続を行わなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は、会員資格を喪失する。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認める場合は、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

(1) 第9条の各号に掲げる行為を行った場合

(2) 入会申込書等に虚偽の記載があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、事務局が会員として不相当であると判断した場合

(会員証の再交付)

第12条 会員は、会員証を紛失、破損した場合、または盗難に遭った場合には、再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出をして、再交付の手続きを行う。

(1) 本人であることが確認できる書類

(2) 破損の場合、破損した会員証

2 事務局は、第1項の再交付申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、申請を適当と認める場合は、当該会員に対して、会員証を再交付しなければならない。

(損害賠償)

第13条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士又は会員と第三者との間で生じた問題及び損害等全てに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

(個人情報)

第14条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令等に定めがある場合

(2) 本人の同意がある場合、又は本人に提供する場合

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(規約の変更)

第15条 事務局は、ハーフ住民クラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して当該部分の変更内容を周知する。

附 則

この規約は、平成29年12月15日から施行する。

附則

この規約は、令和3年9月1日から施行する。